国土交通省関東地方整備局 政策広報誌 平成22年3月号(隔月発行・通算第52号) 責任者 広報広聴対策官室

Tel 048-600-1324

政策広報

関東地方整備局

第52号

関東の際

◆目 次◆

- ◆◆国土交通本省の動き◆◆
- 1 下請債権保全支援事業の創設等について
- 2 入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を 改正する法律案について

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

- 1 利根川の水質改善のために『利根川流域別下水道整備総合計画基本方針』を策定
- 2 歴史的風致維持向上計画の認定について
 - ~ 関東地整管内で水戸市が認定されました~
- 3 「地域いきいき観光まちづくり 2009」の作成について
- ◆ ◆地域の動き◆◆

世界遺産のまち 日光東町地区 一般国道119号歩道整備事業

栃木県県土整備部 道路整備課 日光市建設部 日光地域整備課 —

☆─☆─☆─☆─☆─☆─☆─☆─☆─☆─☆─☆─☆─☆─☆─☆ この広報に関する皆様からのご意見・ご質問・ご感想をお待ちしております。 どしどしお寄せ下さい。

あわせて、メールマガジンの配信先が変更になられた場合等には、下記のアドレスまでご連絡下さい。

e-mail:kantonomado@ktr.mlit.go.jp

事務局 国土交通省関東地方整備局

◆国土交通本省の動き◆◆

1. 下請債権保全支援事業の創設等について

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営環境に直面していることから、今般、本年1月28日に成立した平成21年度第2次補正予算において、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設業者等の有する債権を保全するための措置が講じられることとなりました。

この度、上記の予算措置を受け、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設業者等の保証料負担の軽減及び保証債務の履行のための緊急的なリスク負担の軽減を行う下請債権保全支援事業を実施することとしました。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14_hh_000123.html

2. 入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について

「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」(「以下「入札契約適正化法」という。) に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査しています。また、「公共工事の品質の確保に関する法律」に基づく「公共工事の品質の確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」の取組状況について合わせて調査しています。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000069.html

3. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について

平成16年の新潟県中越地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震において、河道閉塞(天然ダム)による甚大な被害が懸念された。こうした大規模な土砂災害が急迫している場合に、住民の生命又は身体を保護するため、国又は都道府県による緊急調査の実施並びに市町村の避難の勧告又は指示の判断に資する情報の通知及び一般への周知等ができるようにする法律改正案を本年2月23日に閣議決定しました。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/river03_hh_000222.html

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 利根川の水質改善のために

『利根川流域別下水道整備総合計画基本方針』を策定

国土交通省、関係県及び政令指定都市で構成する「利根川流域別下水道整備総合計画検討委員会」は、利根川の水質環境基準を達成・維持するため、有識者により構成する「利根川流域別下水道整備総合計画策定懇談会」の助言を踏まえるとともに、パブリックコメントを実施し、「利根川流域別下水道整備総合計画基本方針」を策定しました。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/kisha/h21/01/0777.pdf

2. 歴史的風致維持向上計画の認定について

~ 関東地整管内で水戸市が認定されました~

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」第5条に基づき、水戸市から計画認定申請があった歴史的風致維持向上計画について、2月4日に主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定を行いました。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/kisha/h21/02/0802.pdf

3. 「地域いきいき観光まちづくり2009」の作成について

この度、国土交通省では、地域の創意工夫に富んだ観光まちづくりの取組を奨励し、こうした取組を支援するとともに、観光まちづくりに関心のある地域の参考となる優れた事例を選定し、事例集として「地域いきいき観光まちづくり2009」を作成しましたのでお知らせします。

「地域いきいき観光まちづくり2009」は、取組課題別(宿泊魅力の向上、食に関する取組など8つの取組課題)に全国の89事例(うち関東は16事例)を編集していることが特徴です。

国土交通省では、本事例集が、これから観光まちづくりに取り組もうとする方々のマニュ アルとして活用され、魅力あふれる観光まちづくりの一助となることを期待しています。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/kisha/h21/02/0803.pdf

◆◆地域の動き◆◆

世界遺産のまち 日光東町地区 一般国道119号歩道整備事業

栃木県県土整備部 道路整備課 日光市建設部 日光地域整備課

1. 地域の概要

日光市は栃木県の北西部に位置し、総面積は1449.87km で、県土の約4分の1を占めています。現在の日光市は平成18年3月20日、旧今市市、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の2市2町1村の合併により誕生しました。

同市は、男体山、中禅寺湖や戦場ヶ原等の豊かな自然や、世界遺産「日光の社寺(日光東照宮、二荒山神社および輪王寺)」や日光杉並木をはじめとする貴重な歴史的・文化的遺産、そして鬼怒川温泉や川治温泉等随所に湧出する豊富な温泉など、恵まれた観光資源を基盤として発展しており、年間約1,160万人に及ぶ観光客が訪れる日本を代表する国際観光都市です。







※詳細は日光市HP観光情報(http://www.city.nikko.lg.jp/kankou/index.html)をご覧下さい。



2. 事業概要

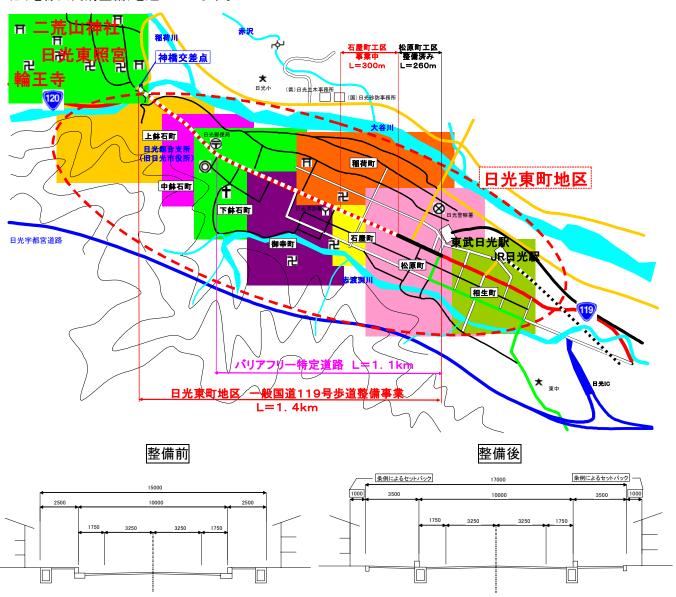
(1)地域の課題

日光東町地区は国際観光都市・日光の玄関口に位置し、古くから門前町として栄え、JR日光駅や東武日光駅から世界遺産「日光の社寺」へ向かう歩行者も多く、観光シーズンを中心に賑わっています。

本地区の根幹を成す一般国道119号は、日光市山内(神橋交差点)を起点とし宇都宮市西原町(一般国道4号交差点)へ至る幹線道路であり、第1次緊急輸送道路に指定されています。また、古くから日本五街道のひとつである日光街道として、歴史的にも由緒ある道路です。

本地区沿道は日光市の中心市街地であり住居・物産店等が集積し、鉄道駅に近接していることから、朝夕の 通勤通学時はもとより、観光交通も多く混雑の多い区間です。しかし、既設の歩道は歩行者数に対し幅員が狭く、 歩道内に電柱等が点在しているため歩行者の通行が阻害されており、その上、歴史的文化遺産を活かしたまち づくりを進める上で景観形成の阻害要因となっております。

そこで栃木県では、歩道を拡幅し十分な幅員を確保するとともに、段差を解消するバリアフリー化及び無電柱 化(電線共同溝整備)を進めています。



全体延長:L=1.4km うちバリアフリー新法に基づく特定道路L=1.1km

幅 員:W=17.0(6.5)m うち歩道幅員3.5m(両側)

事業着手: H15; 松原町工区L=260m、H21; 石屋町工区L=300m

(2)景観計画によるまちづくり

日光市は昭和60年に県内初の街並景観条例を制定し、平成18年には景観行政団体となるなど、景観創出に熱心に取り組んでおります。本地区は平成18年に策定された景観計画において「景観計画重点地区」に指定されております。

沿道の建物新築・建替にあたっては和風建築を推奨し、道路境界から1mセットバックして軒下空間を創出する等により景観形成を図るなど、国道の整備と一体となったまちづくりを進めております。また、基準に合致した建物には助成や融資を行うなど、財政面でも支援しております。

(3)住民参加によるまちづくり

景観の形成にあたっては、地元自治会が中心となった「日光東町まちづくり推進委員会」が、「祭(いのり)のまち」をテーマに、まちづくりの基本となる「日光東町まちづくり規範」を作成し、建物等の色彩や形状など、景観計画を補足し街並み整備を支援しております。

また、規範に基づく街並み整備を支援するため、有識者、地域住民で構成される NPO 法人「日光東町みんなのまちづくり」が組織され、セットバックした軒下空間の有効活用や観光客の道案内、渋滞情報の提供などを行っております。NPO は、これらの活動を通し、東町地区の持つ歴史や文化、さらに生活環境や地区の特性との調和を目指し、世界の日光の門前町としてふさわしい"住んでよし、訪れてよし"のまちづくりを推進しております。

(4)整備状況

全体計画区間L=約1.4km のうち、優先度の高い公共交通機関との結節点である駅前から事業着手し、神橋へ向かって、自治会単位で事業化を図っています。平成15年度に事業着手した松原町工区L=約260mは平成20年度に整備が完了し、平成21年度には隣接する石屋町工区L=約300mに事業着手しました。

整備が完了した松原町工区においては、地元自治会と街路灯の管理協定を結び、地域との協働により道路管理を行っております。





3. おわりに

地元では、2016年の家康公没後400周年、2017年の勝道上人日光開山1200周年を控え、まちづくりへの取組が熱心に進められております。

今後も、栃木県と日光市が連携し、地元自治会をはじめ、NPOそしてまちづくり推進委員会と協働しながら、 安全安心・快適な道づくりを推進して参ります。